

英国における社会的投資政策の展開と社会的投資市場の発展



学習院大学国際センター准教授 小林 立明

～要旨～

2019 年度より本格化する休眠預金等活用法は、基本理念の一つとして日本における民間公益活動の資金調達環境の整備とこのための革新的手法の開発を謳っている。これらは、貧困・格差の拡大や地域の衰退等の多様な社会課題を抱える現代日本に緊要の課題である。

同様の問題関心から、英国は、2000 年以降、社会的投資政策を通じた社会的投資市場の発展に努めてきた。何度かの政権交代により政策の重点領域は変化してきたが、社会課題解決のために、社会的投資市場の整備を通じて民間資金を活用しようという基本的な枠組みで一貫している。英国は、社会的投資市場の発展に向けて、公的資金の供給だけでなく、資金需要の拡大、資金仲介組織の育成、社会的インパクト債の推進、一般層の小口投資の活用等の施策も行ってきた。今後の日本における民間資金調達環境の整備の際にも、英国の経験を踏まえた取り組みが求められる。

1 はじめに

(1) 休眠預金等活用法の成立と深刻化する日本の社会課題

2016 年 12 月に公布された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」）は、10 年以上、入出金等の異動がない預金等の資金を、民間公益活動の促進に活用しようというものである。年間 700 億円程度発生すると言われる休眠預金資金が、今後、子供・若者支援、障害者・貧困層などの社会的弱者に対する支援、及び人口減少や経済衰退に苦しむ地域社会に対する支援に投入されることになる。

こうした休眠預金資金を活用した支援が現在

の日本に真に求められていることは言うまでもない。例えば、貧困問題を見ても、日本の現状は深刻である。阿部彩（2018）によると、2015 年時点での相対的貧困率は 15.6% で、約 7 人に一人が相対的貧困の状態にある。70 歳以上の女性の相対的貧困率は 20% を超え、80 歳以上の男性の相対的貧困率も 20% 近くになるなど、高齢者の貧困の問題も深刻である。さらに 20 代前半のワーキング・プア率も男性が 13.3%、女性が 17.3% と高い。子供の貧困率も 13.9% にのぼる。

貧困問題以外に目を転じて、例えば、児童虐待件数は、平成 29 年度の速報値で 13 万 3378 件と深刻さを増している。また、15 ～ 39 歳の若年無業者数は平成 29 年度 71 万人（人口比 2.1%）

となっている。長期にわたるデフレによる経済の停滞は、子供、若者、老人、貧困層などの社会的弱者にしわ寄せが向かっている。また、地域経済の衰退も看過できない。このような現代日本社会が抱える課題の解決に休眠預金等資金を活用することは重要である。

(2) 民間公益活動における資金調達の革新を目指す休眠預金等活用法

休眠預金等活用法の特徴の一つに、民間公益活動を担う事業者に対する資金提供手法の革新と資金調達のための環境整備を基本理念に謳っている点が挙げられる（第16条～17条）。ここでは、「金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付又は出資等を補完するための資金の供給を行うことによる民間公益活動に係る資金を調達することが出来る環境の整備の促進」が目的とされる。また、「複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮すること」とされ、資金提供手法の革新に重点が置かれている。

この背景には、少子高齢化が進展し、長期にわたるデフレと、対GDP比で240%に及び公債債務残高を抱える日本においては、社会保障費の抑制だけでなく、民間公益活動の資金調達環境を整備し、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の多様な民間公益活動の担い手が革新的な資金調達手法を駆使して経営を安定化させ、さらに活動を発展させていくことが出来るよう支援する必要があるという共通認識があるだろう。休眠預金等活用法が、民間公益活動の資金調達環境の整備と手法の革新を目的に

掲げたことは時宜を得た取り組みだと評価できる。

(3) 本稿の構成

本稿では、このような休眠預金等活用法の問題意識を踏まえ、民間公益活動の資金調達手法の一つとして先進諸国において発展を遂げつつある社会的投資に着目し、この発展過程と現状を概観することで、今後の日本における社会的投資の発展の可能性を展望する。対象とするのは、2000年代初頭から社会的投資の発展を政策課題の一つとして取り組んできた英国である。

次節では、まず英国における社会的投資政策の発展過程を概観する。2000年の社会的投資タスクフォースの設立から今日に至るまで、英国政府は一貫して社会的投資を推進してきた。この過程を、各政権の重点領域の推移と共に概観する。

第三節では、英国における社会的投資市場の規模と構成を分析する。20年近くにわたる社会的投資政策により、英国では社会的投資市場が一定の規模に達し、これを支えるエコシステムも整備されつつある。この現状を概観する。

第四節では、結論として、休眠預金等を活用して、今後、日本が社会的投資市場を発展させていく上で留意すべき点について検討する。英国における社会的投資政策の展開と、これを通じた社会的投資市場の発展の現状を分析することで、今後、日本が休眠預金等を活用して民間公益活動の資金調達の革新を進めていく際の様々な示唆を得ることが出来るだろう。

2 英国における社会的投資政策の発展

(1) 社会的投資とは

社会的投資は、「社会的目標の達成と投資家への投資リターンの提供の双方を意図した金融取

引」と定義される¹⁾。社会的投資は、社会的目標の達成を追求する点で、投資リターンのみを求める経済的投資と区別される。

社会的投資の考え方を巡っては、多様な意見が存在する。論者によっては、社会的責任投資（SRI）や ESG 投資、コミュニティ投資、マイクロファイナンスなども社会的投資に含める場合がある²⁾。確かに、SRI や ESG 投資のようなパッシブ投資も社会的目標の達成を追求しているという点では、社会的投資と考えることが出来る。しかし、これらの投資基準は、あくまでもネガティブ・スクリーニングや ESG 基準のスクリーニングであり、本稿の問題意識である社会的弱者の問題の解決には直接的な関わりがない。このため、本稿では、社会的投資を、主として社会政策が取り扱う社会福祉、労働などの領域において、グラントや補助金ではなく、一定の経済的リターンを求める資金提供手法に限定して議論することとしたい。この定義は、英国における社会的投資推進政策の用法ともほぼ一致している。

(2) 労働党政権における社会的投資推進政策の展開（2000-2010）

英国の社会的投資推進政策は、ブレア首相の労働党政権が、2000 年に社会的投資タスクフォースを設立し、同年に財務省に対して報告

書が提出されたことを契機とする。

このタスクフォースの目的は、極度の貧困に疲弊する都市・農村地域において、地域の再生を担う起業家を育成するために、民間投資を活用することにあった。同タスクフォースの最初の報告書に明記されているように、「社会的投資タスクフォースの長期的な目的は、（貧困地域に蔓延している）フィランソロピー、父権主義、依存主義の文化を脱し、エンパワーメント、起業家精神、問題解決への努力の文化を達成すること」³⁾にあったのである。

このような問題意識を踏まえ、社会的投資タスクフォースは、2010 年の最終報告書提出に至るまで、英国における社会的投資推進に向けて、様々な政策提言を行い、その幾つかは実際に政策として導入された。社会的投資タスクフォースの主な提言内容とその実施状況は表 1 の通りである⁴⁾。

この表から分かるように、労働党政権下における社会的投資推進政策の中心は、コミュニティ開発金融の充実と、これに対する資金供給を通じた貧困コミュニティの再生だった。モデルは、米国におけるコミュニティ再投資法とこれに基づくコミュニティ開発金融機関ネットワークである。米国では、1977 年に成立したコミュニティ再投資法により、金融機関が低所得コミュニティに一定の金融サービスを提供することが義務づ

表 1 英国社会的投資タスクフォースの政策提言と実施状況

提言内容	実施状況
1. コミュニティ投資減税	2002 年 コミュニティ投資税控除（CITR）導入
2. コミュニティ開発ベンチャー基金	2002 年 英ブリッジズ・ベンチャーズ設立
3. 米国コミュニティ再投資法に準拠した銀行情報開示	未導入
4. 財団によるコミュニティ投資の促進	2009 年 チャリティ委員会が財団投資ガイドラインを策定
5. コミュニティ開発金融機関の強化	2002 年 コミュニティ開発金融協会設立
6. 社会的投資銀行の設立	2012 年 ビッグ・ソサエティ・キャピタル設立
7. 社会的インパクト債の導入	2011 年 英国ピーターバラ刑務所で初の社会的インパクト債開始

（The Social Investment Task Force（2010）に基づき筆者作成）

けられた。金融機関の多くは、リスクを避けるために低所得コミュニティに対する直接貸出よりもコミュニティ開発金融機関への資金提供を選択したため、米国ではコミュニティ開発金融機関が発展することとなった。英国の社会的投資タスクフォースが当初、目指したのは、このような米国型のコミュニティ開発金融機関を英国の貧困コミュニティに導入することだった。

残念ながら、英国ではコミュニティ再投資法にあたる法案の制定には至らなかったが、代替案として、資金供給を増加させるためのコミュニティ投資税控除（CITR）の導入や、ブリッジ・ベンチャーズなどへの公的資金の投入がなされた。さらに、2003年には、コミュニティ開発金融機関への資金提供を目的としたフェニックス・ファンドが設立された。同時に、財団からの投資を促進するため、チャリティ委員会が財団の投資ガイドラインを策定し、財団が資産運用の一環として低所得コミュニティで活動する社会的企業やコミュニティ開発金融機関に投資することを奨励した。

並行して、労働党政権は社会的企業の促進に向けた諸施策を進めた。2004年には、一定のアセットロックと公益性の要件を前提に一般からの資金調達が可能でコミュニティ利益会社（CIC）制度が導入された。また、社会的企業への資金提供を目的とした1億2,500万ポンドのフューチャー・ビルダーズ・ファンドや、1億ポンドの社会的企業ファンドなどが政府出資により設立された。さらに、トリオドス・オポチュニティ・ファンド、CAFベンチャーサム、ビッグ・イシュー・インベストなど、民間資金によるファンドも設立されるに至った。

このように、労働党政権では、コミュニティ開発金融から社会的企業育成へと政策の重点を移しつつ、社会的投資政策を推進していった。

政策の中心は、各種ファンドの設立や税控除などによる資金供給の拡大だった。こうした一連の政策の延長上に、休眠預金資金を活用したビッグ・ソサエティ・キャピタルの設立がある。ビッグ・ソサエティ・キャピタルの設立自身は、政権交代後の2012年だが、この根拠となった休眠預金口座法は2008年、労働党政権の時代に成立しており、この時点で、社会的企業を中心としたサードセクターに資金を提供するためのWholesale Bankの設立方針は決定されていた。この点で、ビッグ・ソサエティ・キャピタルは、労働党政権の社会的投資推進政策の延長上にあると言えるだろう⁵⁾。

（3）保守・自由民主党連立政権における社会的投資政策（2010-2015）

社会的投資タスクフォースは、2010年の政権交代により活動を終了するが、英国における社会的投資政策は、保守・自由民主党連立政権でも継続される。ただし、政策の重点は、連立政権が掲げる「ビッグ・ソサエティ」と小さな政府という理念を反映したものに变化した。

キャメロン首相の保守・自由民主党連立政権は、2013年、英国におけるG8サミットの関連イベントとしてG8社会的インパクト投資フォーラムを開催し、G8社会的インパクト投資タスクフォースを設立する。座長は、社会的投資タスクフォース元座長のロナルド・コーエン卿である。このタスクフォースは、ロシアを除くG7各国の政府代表と民間代表から構成され、2014年にグローバルな社会的インパクト投資の発展に向けた政策提言報告「社会的インパクト投資：市場の見えざる心」を発表し、G7各国に社会的インパクト投資の促進に向けた取り組みを呼びかけている。

ここで、「社会的インパクト投資」とは、2007

年に米国のロックフェラー財団が新たに立ち上げたイニシアチブにおいて新たに生み出された概念である。一般に、「社会的インパクト投資」とは、「金銭的リターンと共に、測定可能でポジティブな社会的・環境的インパクトを生み出すことを企図してなされる投資」と定義される⁶⁾。社会的投資との相違点は、第一に、金銭的リターン以外に求められるものが「社会的目標の達成」から「社会的・環境的インパクト」へとより対象範囲を拡大していること、第二に、投資により生み出される社会的・環境的インパクトの測定を重視すること、の2点である。さらに、投資の対象も、社会的投資が、低所得コミュニティの開発や社会的弱者向けサービスを提供する社会的企業への投資を重視するのに対し、社会的インパクト投資は、環境、クリーン・エネルギー分野やITテクノロジーを活用するソーシャル・ベンチャーへの投資を重視するなどの相違がある⁷⁾。保守・自由民主党連立政権は、労働党政権が実施してきた社会的投資政策を継承しつつ、連立政権としての独自性を打ち出すため、「社会的投資」に代わり、当時、米国を中心にグローバルに注目を集めつつあった「社会的インパクト投資」を使用したと考えられる。

保守・自由民主党連立政権における英国社会的投資推進施策は以下の3つの主要領域に整理することができる⁸⁾。

■資金供給の増加

- ・ビッグ・ソサエティ・キャピタルを通じた資金仲介機関に対する資金提供
- ・社会的投資税控除制度（SITR）の導入

■資金需要の増加

- ・社会的投資・契約準備ファンド（ICRF）を通じた事業者の投資受入支援
- ・ソーシャル・インキュベーター・ファンド等を通じたアーリー・ステージのソーシャル・

ベンチャー支援

- ・事業者の基盤整備支援を目的としたACCESS財団の設立

■社会的インパクト債の推進

- ・社会的インパクト債の普及を目的としたソーシャル・アウトカム・ファンドの設立
- ・社会的インパクト債センターの設立 等

労働党政権から保守・自由民主党連立政権への移行に伴い、社会的投資政策の重点は変化した。第一に、貧困コミュニティ開発、社会的企業育成という「社会的投資」政策から、マーケット・メカニズムの活用を通じたソーシャル・ベンチャーの育成という「社会的インパクト投資」政策への転換がある。第二に、小さな政府を志向する連立政権の意向を受け、労働党政権時代のような大型の公的ファンドの設立は見られなくなった。社会的投資市場における主な資金供給源はビッグ・ソサエティ・キャピタルとなり、これをてこに民間資金の流入を促す方向に転換した。第三に、成果連動型資金提供手法である社会的インパクト債の導入を重視するようになった。社会的インパクト債は、再犯予防、早期教育、予防医療、ホームレス支援など、主に予防的介入の領域において、民間資金を活用した投資を行い、成果目標の達成度に応じて地方自治体などのコミッショナーが成果報酬を投資家に支払うという手法である。コミッショナーの支払い原資は、基本的に予防的介入を通じた効率化による将来的な公的支出の節減枠である。社会的インパクト債の導入は公的支出の削減につながるため、保守・自由民主党連立政権下で推進された。

(4) 保守党政権における社会的投資政策 (2015-)

2015年の総選挙で保守党は過半数を確保し、

連立政権を解消して単独政権となった。当初、キャメロン首相が続投するが、2016年の欧州連合離脱の是非を問う国民投票の結果、「ブレグジット」が決定されたことを受け、メイ首相に交替する。メイ首相は、キャメロン政権時代の行き過ぎた財政削減政策が格差を拡大させ、社会的分断をもたらしたとの反省に立ち、「ビッグ・ソサエティ」から「分かち合い社会（Shared Society）」への転換を打ち出し、より社会的包摂を重視した政策を推進することを表明した。

保守党政権における社会的投資推進政策は、連立政権からの継続性が高く、大きな変更点はない。また、現在の英国政府の最大の課題は「ブレグジット」をいかに乗り切るかにあるため、大きな政策変更を打ち出すことは当面困難だろう。但し、今後の政策の方向性を展望する上で、興味深い報告が2つ出されている。

一つは、2015年に政府の諮問を受けて設立された「休眠資産委員会」が2017年3月に提出した報告書である⁹⁾。同委員会は、報告書において、休眠預金資金活用の成功を踏まえて、今後、さらに広範囲にわたる「休眠資産」の活用を政府として検討すべきであると提言している。対象となる「休眠資産」は、さらなる銀行口座、生命保険や年金商品の未払い金、投資ファンド・株式・債券などである。報告書は、こうした休眠資産を活用することで、10～20億ポンドの資金を活用できると試算している。

もう一つは、2016年に英国政府が設置した社会的インパクト投資に関する諮問委員会が、2017年に提出した報告書である¹⁰⁾。同諮問委員会は、報告書において、英国における社会的インパクト投資市場の潜在的可能性は高く、市場拡大のために政府、金融機関、企業、専門家等の関係機関のさらなるコミットメントが必要とした上で、SDGs目標達成に向けた投資の強

化、個人投資家が購入しやすい金融商品の開発、ESG投資と社会的インパクト投資の連携などを中心とした提言を行っている。

仮に、この二つの報告書が社会的投資政策に採用された場合、休眠資産の資金を活用して、さらに社会的投資市場を拡大すると共に、社会的インパクト投資、SDGs達成のための投資、ESG投資をより連携させて、金融市場を通じた資金調達をより強化することが予想される。

3 英国における社会的投資市場の現状

(1) 英国における社会的投資市場の概要

このように、2000年の社会的投資タスクフォース設立から約20年近くにわたり社会的投資の発展に向けた施策を展開してきた結果、英国では社会的投資は市場としても発展してきた。ビッグ・ソサエティ・キャピタルが実施した2015年度末現在の推計では、狭義の社会的投資の市場規模は少なくとも15.25億ポンド、社会的インパクト投資の市場規模は32.5億ポンドとなっている¹¹⁾。ここで、狭義の社会的投資とは「投資家と事業者の双方が社会的価値実現という意図を有している投資」と定義される。これに対し、社会的インパクト投資は「投資家は社会的価値実現という意図を有しているが、事業者は必ずしも社会的価値実現という意図を有していない投資」と定義される。両者の相違は、基本的に事業者が社会的価値実現の意図を有しているかどうかという点にある。社会的インパクト投資には多様な投資領域が含まれており、範囲の確定が困難なため、このような定義となったのだろう。今後、社会的インパクト投資分野でも共通理解が形成されれば、より明確な定義が導入されると思われる。

なお、この推計には、社会的価値実現という意図を有する事業者が一般金融機関や一般投資

家から資金を調達するケース（推計値 680 億ポンド）や、社会的責任投資、ESG 投資、環境関連投資（推計値なし）などは含まれていない。

(2) 狭義の社会的投資市場の規模と特徴

ビッグ・ソサエティ・キャピタルは、狭義の社会的投資の構成を表2のように整理している。まず、投資先となる事業者の法人格に基づき、「非営利法人・社会的企業向け」と「社会的目的を有する営利法人向け」に大きく区分している。区分の基準は、アセット・ロック制限の有無である。前者には、従来型のチャリティ団体、協同組合、コミュニティ利益会社（CIC）、コミュニティ便益団体などが含まれる。後者は、社会的価値実現を掲げるがアセットロック制限のない株式会社等の営利法人の形態を取る事業者である。

この分類は、英国政府が実施した英国における社会的企業の現状調査の分類に準拠している¹²⁾。英国政府の推計では、英国の中小事業者のうち、2.8%が従来型非営利組織（15 万 2 千団体）、8.6%が社会的企業（47 万 1 千団体）、22.1%が社会的

目的を有する営利法人（121 万 2 千団体）となっている。英国の中小事業の約 3 分の 1 が、何らかの形で社会的価値実現に向けた事業を行っていることになる。狭義の社会的投資とは、このような社会的価値実現を目的に掲げる中小事業者をソーシャル・セクターとして一括し、このセクターの資金需要に応じる形で社会的価値実現を目的に資金を提供する活動だと言い換えることができる。

表2にみられる英国の社会的投資市場の特徴をまとめると以下の通りとなる。

第一に、社会的投資の中で金額、件数共に最も大きな割合を占めるのは、非営利法人・社会的企業向けのソーシャル・バンク貸付だという点である。英国では、チャリティ・バンクや CAF バンクのように、非営利組織・社会的企業への貸付を専門的に行うソーシャル・バンクが発達している。こうしたソーシャル・バンクは、財団や慈善信託が出資して設立され、銀行として登録されている。ソーシャル・バンクは、銀行として一般個人から預金を集めることができる。チャリティ・バンクは 2017 年度末時点の資産総額が

表2 狭義の社会的投資の構成

区 分	金額 £m	割 合	件 数
■非営利法人・社会的企業向け			
ソーシャル・バンク貸付	545	36%	1,264
ノン・バンク貸付	158	11%	858
特別なファンドによるエクイティ型成長資金の提供	32	2%	123
社会的インパクト債	14	1%	18
コミュニティ便益団体によるコミュニティ・シェア	96	6%	353
社会的投資税控除を利用した投資	1	0.1%	9
チャリティ債	86	5%	18
ソーシャル・プロパティ・ファンド	130	9%	14
■社会的目的を有する営利法人向け			
ローン、エクイティ等	462	30%	807
合 計	1,525	100%	3,463

(Matt Robinson (2016) p.9 Table1 に基づき筆者作成)

1億5,861万ポンド、主要出資機関はビッグ・ソサエティ・キャピタルで、2017年度の新規融資額が7,300万ポンドである。CAFバンクは、チャリティ・エイド財団が設立した銀行で、2017年度末の資産総額は11億625万ポンド、2017年度度の融資総額は1億522万ポンドである。このように、財団や慈善信託の出資により設立されたソーシャル・バンクが、非営利組織や社会的企業の資金ニーズに応じて低利の貸付を行うという形態が、英国の社会的投資市場の三分の一以上と中心的な役割を果たしていると言えるだろう。

第二に、ノン・バンク貸付を初めとして、エクイティ型成長資金を提供するファンドやソーシャル・プロパティ・ファンドのような不動産に特化した資金を提供するファンドなど、非営利組織・社会的企業の資金ニーズに合った資金を提供する多様なファンドが活動している点である。こうしたファンドは、ビッグ・イシュー・インベストのように社会的企業が出資して設立したもの、ブリッジズ・ベンチャーのように政府が出資して設立したもの、CAFベンチャーサムのように財団が設立したもの、BBRCのように地方自治体が発立したものなど多岐にわたり、その資金提供手法も、ローン、エクイティ型成長資金など多様である。しかし、これらのファンドは、多様な投資家から資金を調達して非営利組織・社会的企業に投資をするという機能を有しており、その資金仲介機能を通じて社会的投資市場の拡大に寄与しているといえることができるだろう。

第三に、より広範な一般層を対象とした少額資金調達制度の構築を進めている点である。2010年に制度化されたコミュニティ便益団体は、コミュニティ利益の増進を図る組織として、一定の要件を満たせば非営利組織と認定される

が、同時にコミュニティ・シェアを発行して一般から資金調達を行うことが出来るユニークな法人格である。コミュニティ便益団体がコミュニティ・シェアを発行して調達した資金額は、現時点では、社会的投資市場の6%、9,600万ポンドだが、今後、クラウドファンディング・プラットフォームを通じたコミュニティ・シェアの発行が普及すれば、資金調達額は大きく拡大することが予想される。また、チャリティ債の発行による資金調達も、社会的投資市場の5%、8,600万ポンドとなっているが、これも一般による小口投資が可能である。

こうした一般層からの投資を拡大させることも、社会的投資市場の今後の発展において重要な役割を果たすことが期待される。

4 英国における社会的投資市場のエコシステムと日本への示唆

以上、英国における社会的投資推進政策と、現在の社会的投資市場の規模・特徴を概観してきた。2000年から約20年近くにわたり、政権交代を経て継続されてきた英国の社会的投資推進政策の経験から得られる示唆は何だろうか。

第一に、社会的投資を推進するためには、資金供給を拡大するだけでなく、社会的投資市場を支えるエコシステムの整備が必要だという点である。英国の社会的投資市場の構成を見れば明らかとおり、ソーシャル・バンク、社会的投資ファンドなどの資金仲介組織が重要な役割を果たしている。こうした資金仲介組織が、金融機関や投資家、一般から資金を調達して非営利組織や社会的企業に資金を提供することで、社会的投資市場は発展する。ビッグ・ソサエティ・キャピタルの資金供給は重要だが、2017年度時点で累積投資額は2.24億ポンドに過ぎず、他の共同投資機関の投資額を合わせても7.64億ポ

ドに過ぎない。狭義の社会的投資と社会的インパクト投資をあわせた 47.75 億ポンドの市場は、資金仲介組織による民間資金の調達による部分が多い。英国政府や主要財団が出資してソーシャル・バンクや社会的投資ファンドを設立してきたという経緯を忘れてはならない。

第二に、資金供給のみならず、資金需要にも目を向ける必要があるという点である。一般に非営利組織は利益・資産分配制約のためにエクイティの形で一般から資金を調達することが出来ない。これでは社会的投資市場を発展させることは困難である。英国政府は、資金需要の拡大という観点から、コミュニティ利益会社やコミュニティ便益団体など、一定のアセットロックを有しつつ、一般から資金を調達することが可能な法人格を設立してきた。さらに、事業者が社会的投資を受け入れることが出来る体制を整備するために、社会的投資・契約準備ファンドを通じた支援などを行ってきた。資金供給とセットで、こうした資金需要を発展させるという政策も必要である。

第三に、党派と省庁縦割りを超えた政策の推進も重要である。英国では、労働党政権から保守党・自由民主党連立政権、さらに保守党単独政権に至るまで、政策の重点は異なるが、社会的弱者を支援するために民間資金を活用するという社会的投資推進政策の基本的枠組みは維持されてきた。何よりも、政府が社会的投資を推進するというメッセージを発し続けた点が重要である。社会的投資が対象とする社会福祉・地域福祉の分野は、収益性が低く、事業の失敗リスクも高い。民間投資だけで、このような課題を解決するのは困難である。政府の明確なコミットメントがあって初めて、社会的投資市場に民間資金が流入することが可能となる。

日本においても、2018 年中に休眠預金等活用

法に基づき、指定活用団体が選定され、さらに 2019 年中には資金分配団体への資金配分が開始される。この資金を、一回限りの助成として分配していくのではなく、民間事業者が自立化し、自ら資金調達していくことが可能な環境を整備するためには、社会的投資市場の確立が不可欠である。英国の過去 20 年間にわたる社会的投資政策の経験は、今後の日本における社会的投資市場の発展にも様々な示唆を与えてくれるだろう。

【注】

- 1) The Social Investment Task Force (2000) 参照。
- 2) 水口剛 (2013)、河口真理子 (2015)、慎泰俊 (2012) 等参照。
- 3) The Social Investment Task Force (2010) p.4
- 4) The Social Investment Task Force (2010)
- 5) なお、休眠預金を活用して Wholesale Bank としてのビッグ・ソサエティ・キャピタルを設立するというアイディアは、政府ではなく、民間有識者から成る休眠資産委員会から出された。休眠資産委員会は、1,000 名以上の関係者へのヒアリング結果を踏まえて、2007 年 3 月に提言を発表し、社会的投資銀行の設立を訴えた。結果的に、この提言が採用されてビッグ・ソサエティ・キャピタルの設立につながった。同委員会の議長は、社会的投資タスクフォース議長のロナルド・コーエン卿である。
- 6) Global Impact Investing Network のウェブサイト “What is impact investing?” (<https://thegiin.org/impact-investing/need-to-know/#what-is-impact-investing>) 参照 (2018 年 12 月 23 日アクセス)
- 7) 但し、英国政府の社会的投資政策に関連する文書では、「社会的投資」と「社会的インパクト投資」を明確に区分せずと同義語として使用している事例が散見される。

- 8) HM government (2016) 参照。
- 9) The Commission on Dormant Assets (2017) 参照。
- 10) The Advisory Group (2017) 参照。
- 11) Matt Robinson (2016) 参照。
- 12) Department for Digital, Culture, Media and Sport et al. (2017) 参照。

【参考文献】

- L.M. サラモン著、小林立明訳 (2016) 『フィランソロピーのニューフロンティア：社会的インパクト投資の新たな手法と課題』 ミネルヴァ書房
- 河口真理子 (2015) 『ソーシャル・ファイナンスの教科書—「社会」のために「あなたのお金」が働くということ』 生産性出版
- 小林立明 (2015) 「社会的投資政策の展開」弘文堂『英国チャリティ：その変容と日本への示唆』 所収
- 慎泰俊 (2012) 『ソーシャル・ファイナンス革命—世界を変えるお金の集め方』 技術評論社
- 水口剛 (2013) 『責任ある投資—資金の流れで未来を変える』 岩波書店
- Alex Nicholls et al. eds. (2015) “Social Finance” Oxford University Press
- Department for Digital, Culture, Media & Sport et al. (2017) “Social Enterprise : Market Trends 2017” UK Government
- HM Government (2016) “Social investment : a force for social change 2016 strategy” UK government
- Matt Robinson (2016) “The size and composition of social investment in the UK” Big Society Capital
- The Advisory Group (2017) “Growing a culture of social impact investing in the UK” The Advisory Group
- The Commission on Dormant Assets (2017)

“Tackling dormant assets : Recommendations to benefit investors and society” Department for Culture , Media & Sport

- The Commission on Unclaimed Assets (2007)
- “The Social Investment Bank : Its organization and role in driving development of the third sector” The Commission on Unclaimed Assets
- The Social Investment Task Force (2000)
- “Enterprising Communities : Wealth Beyond Welfare” UK Social Investment Task Force
- The Social Investment Task Force (2010)
- “Social Investment : Ten Years On” UK Social Investment Task Force

こばやし たつあき

東京大学教養学部相関社会科学専攻卒。米国ペンシルヴァニア大学非営利指導者育成修士課程修了（修士）。国際交流基金、日本財団、日本NPOセンター勤務等を経て2017年より現職。2018年より多摩大学大学院MBAコース客員教授を兼任。また、2012年から2013年まで、ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所国際フィランソロピー・フェローとして、「フィランソロピーのニューフロンティア」研究に従事。

【主な関心領域】

ソーシャル・ファイナンス、戦略的グラントメイキング、ソーシャル・イノベーション、社会的インパクト評価等。

【所属学会】

日本NPO学会、社会政策学会、日本評価学会、国際サードセクター研究学会（ISTR）等。

【主要著書】

『英国チャリティ：その変容と日本への示唆』（共著）弘文堂
『フィランソロピーのニューフロンティア』（翻訳）ミネルヴァ書房 等。
